

秩父公園音楽堂、野外ステージにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 基本的事項

(1) 利用定員等

- ・ イベント参加（観客）人数（利用定員）については、当面の間、300 人以下とする。但し、以下に示す感染拡大予防対策を徹底したうえで、「県有施設の利用再開基準」に基づき、段階的に定員の増加を図っていくこととする。

(2) 人と人との距離の確保

- ・ できる限り人と人との間隔（最低 1 m、できるだけ 2 m を目安）が適切に取れるような工夫を実施していくものとする。

ただし、本施設の対策における人と人との間隔を確保する際の離隔については、障害者や高齢者等の支援が必要な方に対する誘導や介助を行う場合は適用しない。

(3) 施設の消毒の実施

- ・ 不特定多数の参加者（観客）が頻繁に触れる「高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり等）」について、開演前（利用前）に消毒を実施する。

(4) 頻繁な換気の実施

- ・ 屋内の施設は、常時（又は公演（利用）の前後及び休憩などの時間を利用して定期的に）換気を実施する。

(5) 利用者への注意喚起、協力要請

- ・ 「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避、マスクの着用、体調不良時の来場自粛など、感染拡大予防のための注意事項について、ホームページへの掲載、施設内各所への掲示及び館内放送の実施等により利用者への周知を十分図り、感染予防対策への協力を促す。

2 会場入口

- ・ 入口付近には、手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・ 参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。

3 チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

- ・ 参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・ 接触防止のため、窓口での現金の受け渡しには「コイントレー」を使用する。
- ・ 接触防止のため、入場時のチケットもぎりの際には、以下のような工夫をする。
（例） ① 従業者が、マスクや手袋を着用して、もぎりをする。
② 来場者が、自分でチケットの半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する。
③ その他の非接触方式による確認方法の導入
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避け、「据え置き方式」とする。

4 ロビー、休憩スペース

- ・ 公演前後及び休憩中に、参加者（観客）が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- ・ 対面での飲食や会話を回避する措置又は表示をする。
- ・ 扉を開放し、常時換気を行う（屋内施設）。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。

5 客席、ステージ

- ・ 飛沫感染防止のため、座席の前例2列の使用を禁止する。
- ・ 座席は原則として指定席とする。
- ・ 人と人との間隔（最低1m）が適切にとれる配置とする（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 など）。
- ・ 出演者と参加者（観客）が接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は行わない。

6 楽屋、稽古スペース等

- ・ 常時換気を行う。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
- ・ 人と人との間隔（最低1m）を適切にとれない場合は、会場定員を踏まえ、参加者（観客）が密にならない様に入場制限等を実施する。

7 楽屋、控室

- ・ 常時換気する。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。

8 トイレ

- ・ 不特定多数の参加者（観客）が接触する場所は、こまめに消毒する。
- ・ 手洗い石鹸を配置する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗い啓発チラシ、ポスターを掲示する。
- ・ 利用者に「マイハンカチ、タオル」の持参を求める。
- ・ 休憩時間を設ける催しについては密集が発生しないよう余裕をもった休憩時間を設定する。
- ・ トイレの混雑が予想される場合、参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。

9 ショップ等

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 接触防止のため、窓口での現金の受け渡しには「コイントレー」を使用する。
- ・ 混雑が予想される場合、参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。又は、入場制限を実施する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

10 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 参加者（観客）にゴミの持ち帰りを促す。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いを行う。

11 参加者（観客）への事前周知事項

（1）来場制限

- ・ 次の事項に該当する場合は、来場を控えるようあらかじめ周知する。

(当日)

- ・ 来場前に自宅等での検温を実施し、平熱を超える発熱がある。
- ・ 咳、のどの痛みなどかぜ症状がある。

(2 週間前まで)

- ・ 平熱を超える発熱がある(37.5 度以上又は平熱比 1 度超過)
- ・ 咳、のどの痛み等の風邪の症状がある
- ・ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある
- ・ 嗅覚や味覚の異常がある
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

(2) その他の遵守事項

- ・ マスクを持参し、着用すること。
- ・ 咳エチケットの励行
- ・ こまめな手洗い・手指の消毒の実施
- ・ できる限り、他の来場者との間隔をあけること。
- ・ 場内における会話は抑制し、大きな声で会話をしたり、声援をしないこと。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控える。
- ・ 閉演後は、出来るだけ速やかに退出すること。
- ・ 開演前、閉演後においても、入待ち・出待ちは控えること。密集、密接を避け、会話時にはマスクを着用すること。
- ・ イベント(公演)参加後 1 4 日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに公園管理事務所まで連絡すること。
- ・ その他、感染予防のために必要な措置について、管理事務所職員の指示に従うこと。
- ・ 利用の際に主催者が取得した氏名、連絡先等の個人情報、感染拡大防止のため保健所等の公的機関へ情報提供することがあり得ること。

12 職員、従事者、イベント関係者に要請する感染予防策

- ・ マスクを着用すること（出演者が歌を歌うときなど、表現上困難である場合は除く。）。
- ・ 咳エチケットの励行
- ・ こまめな手洗い・手指の消毒の実施
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 出勤（来園）前に自宅等での検温を励行し、平熱を超える発熱、咳、のどの痛みなどかぜ症状のある場合には出勤（来園）を控える。
- ・ 2 週間前までに、下記の症状等に該当する場合も、出勤（来園）を控える。
- ・ 平熱を超える発熱がある（37.5 度以上又は平熱比 1 度超過）
- ・ 咳、のどの痛み等の風邪の症状がある
- ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・ 嗅覚や味覚の異常がある
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

13 クラスター発生対策

- ・ 参加者（観客）、従事者、イベント関係者の氏名及び緊急連絡先について、一覧表を作成するなどして、把握しておく。
- ・ 取得した個人情報、感染拡大防止対策のため、保健所等の公的機関からの要請に基づき提供する（参加者（観客）、従事者、イベント関係者に対しては、事前に周知し同意を得ておく。）。

14 利用許可により施設を利用させる場合の措置

- ・ 申請者に対し、施設管理者（指定管理者）が求める上記の感染拡大予防対策の内容について、あらかじめ十分に説明する。
- ・ イベントの実施に先立ち、利用申請、協議の段階で、上記 1～13 の対策のうち、施設管理者（指定管理者）が行うべき事項と申請者（イベント主催者）が行うべき事項の役割分担について、あらかじめ明確にしておく。
- ・ 申請にあたっては、申請者が行うこととされた感染予防対策の実施に関する書類の提出を求め、許可の際は、当該対策の実施を利用許可の条件として附すものとする。